

栃木県内において腐葉土等の生産及び販売等を行うことを業としていた申立会社が、平成23年8月に申立会社が保管中であった腐葉土等の一部から国の定める暫定許容値を超える放射性物質が検出されたことを受けて平成28年に実施した腐葉土等の廃棄処分に係る費用について、申立会社が負担した処分費用の約90%に相当する3500万円が賠償された事例。

## 全 部 和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人株式会社X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

被申立人と申立人は、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

- |        |                 |            |
|--------|-----------------|------------|
| 1 損害項目 | 処分費用            | 3500万0000円 |
| 期 間    | 自 平成28年 6月 1日   |            |
|        | 至 平成28年 7月31日   |            |
| 2 損害項目 | 本件和解仲介に関する弁護士費用 | 105万0000円  |

### 第2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害に係る賠償金として金3605万0000円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が

署名（記名）押印のうえ、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。  
また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センター  
に交付する。

令和2年3月24日

（仲介委員 緑川 由香）